

令和3年第2回春日井市議会臨時会提出議案目次

議案番号	議	題	
第38号議案	令和2年度春日井市一般会計補正予算（第11号）の専決	処分の承認について……………	1
第39号議案	春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承	認について……………	12
第40号議案	高蔵寺駅コンコース改修工事の請負契約について……………		21
第41号議案	熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の請負契約の変更	について……………	22

第 38 号議案

令和 2 年度春日井市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、令和 2 年度春日井市一般会計補正予算（第11号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 5 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度春日井市一般会計補正予算(第11号)を次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

春日井市長 伊 藤 太

令和2年度春日井市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度春日井市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		51,177,604	197,642	51,375,246
	2 国庫補助金	38,327,052	197,642	38,524,694
20 繰入金		4,337,399	△ 39,442	4,297,957
	1 繰入金	4,337,399	△ 39,442	4,297,957
23 市債		14,251,500	△ 158,200	14,093,300
	1 市債	14,251,500	△ 158,200	14,093,300
歳入合計		148,048,417	0	148,048,417

第 2 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的		補正前				補正後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
労働債	勤労者厚生施設整備事業	1,437,800	普貸又証発 通借は券行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,279,600	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ

令和 2 年度

春日井市一般会計補正予算（第11号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

2 地方債に関する補正調書

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	51,177,604	197,642	51,375,246
20 繰入金	4,337,399	△ 39,442	4,297,957
23 市債	14,251,500	△ 158,200	14,093,300
歳入合計	148,048,417	0	148,048,417

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
5 労働費	1,787,283	0	1,787,283	197,642		△ 158,200		△ 39,442
歳出合計	148,048,417	0	148,048,417	197,642		△ 158,200		△ 39,442

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
2(項) 国庫補助金	38,327,052	197,642	38,524,694
1(目) 総務費国庫補助金	3,109,767	197,642	3,307,409

20(款) 繰入金

1(項) 繰入金	4,337,399	△ 39,442	4,297,957
1(目) 基金繰入金	4,337,399	△ 39,442	4,297,957

23(款) 市債

1(項) 市債	14,251,500	△ 158,200	14,093,300
4(目) 労働債	1,437,800	△ 158,200	1,279,600

(3) 歳 出

5(款) 労働費

項 目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1(項) 労働費	1,787,283	0	1,787,283	197,642		△ 158,200		△ 39,442
1(目) 労働諸費	1,787,283	0	1,787,283	197,642		△ 158,200		△ 39,442

節		金額	説明
区分			
1	総務費補助金	197,642	地方創生拠点整備交付金

1	基金繰入金	△ 39,442	財政調整基金繰入金
---	-------	----------	-----------

1	労働債	△ 158,200	勤労者厚生施設整備事業
---	-----	-----------	-------------

節		金額	説明
区分			
			財源更正 勤労福社会館大規模改修工事

2 地方債に関する補正調書

区 分	平成30年度末 現 在 高	令和元年度末 現 在 高	令 和 2 年 度 中	
			令 和 2 年 度 中 起 債	
			補 正 前	補 正 額
1 普 通 債	46,869,654	46,561,271	12,002,700	△ 158,200
(4) 労 働 債	104,375	127,867	1,437,800	△ 158,200
合 計	78,950,408	77,695,579	14,251,500	△ 158,200

増減見込み		令和2年度末現在高見込額		
見込額	令和2年度中 元金償還見込額	補正前	補正額	計
計				
11,844,500	4,960,529	53,603,442	△ 158,200	53,445,242
1,279,600	8,508	1,557,159	△ 158,200	1,398,959
14,093,300	7,835,037	84,112,042	△ 158,200	83,953,842

第 39 号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

春日井市長 伊 藤 太

春日井市市税条例の一部を改正する条例

春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第34条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第50条の9第3項」を加える。

第34条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第50条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第50条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第73条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を

「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地」を「令和4年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和

5年度」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第12条の3中「(平成30年法律第3号)附則第22条」を「(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第13条の2に次の1項を加える。

- 4 令和2年度分の固定資産税について春日井市市税条例の一部を改正する条例(令和3年春日井市条例第13号)による改正前の春日井市市税条例(以下この項において「令和3年改正前条例」という。)附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令

和5年度」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第14条中「同条第1項」を「附則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項」に改める。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の3第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第19条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第20条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第20条の2中「(平成30年法律第3号)附則第22条」を「(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第21条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」

を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第23条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第26条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで、第42項、第44項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第33項から第35項まで、第37項、第39項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の春日井市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び第4条において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の春日井市市税条例（次項において「旧条例」という。）第34条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第34条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第34条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第34条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第34条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例によ

る。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年7月11日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第40号議案

高蔵寺駅コンコース改修工事の請負契約について

高蔵寺駅コンコース改修工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月17日提出

春日井市長 伊藤 太

- 1 工 事 名 高蔵寺駅コンコース改修工事
- 2 契 約 金 額 214,500,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市中村区則武一丁目15番7号
ジェイアール東海建設株式会社
- 4 工 事 内 容 コンコース改修工事一式

第 41 号議案

熊野桜佐地区雨水 3 号調整池築造工事の請負契約の変更について

熊野桜佐地区雨水 3 号調整池築造工事について次のとおり工事請負契約の変更をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 熊野桜佐地区雨水 3 号調整池築造工事
- 2 契約の相手方 松浦・長谷川特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町 4 丁目 32 番地
株式会社松浦組
構成員 春日井市松河戸町 4 丁目 7 番地 6
株式会社長谷川工務店

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	1, 014, 134, 000円	1, 147, 405, 600円